

感染症による出席停止扱いについて

学校保健安全法により、次の感染症に罹患したときは本人の健康回復と周囲への感染防止のため出席停止となります。医師の登校許可が出るまで、しっかり自宅療養してください。

なお、治療が完了したときには医師から「登校許可書」へ証明をもらい、担任まで提出してください。

	病 名	出席停止の期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘瘡 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る) 鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであ って血清亜型がH5N1であるものに限る)	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ (鳥インフルエンザを除く) 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱 結核	解熱した後2日を経過するまで 特有の咳が消失するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺の腫脹が消失するまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消失した後2日を経過するまで 感染の恐れがなくなるまで
第 3 種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	医師により感染の恐れがないと認められるまで

※ 病状により学校医・その他の医師において感染の恐れがないと認めたときはこの限りではない。

登 校 許 可 書

白陵中学校・白陵高等学校長 様

中・高 年 組 番 生徒氏名

病 名

出席停止の期間 月 日 ～ 月 日

(月 日より登校可)

平成 年 月 日

病 医 院 ・ 医 師 名 印

※ 医師から口頭でしか登校許可がとれなかった場合のみ、保護者の方が上記の内容を記入し、署名・捺印してください。

保 護 者 名 印
